



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

会 社 名 ザ・パック株式会社
代表者名 代表取締役社長 中 尾 吉 計
(コード番号 3950、東証 1)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 木 森 啓 至
電話番号 (06) 6972-1221

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開の可能性を鑑み、現行定款第 2 条につき、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことから、今後適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条および第 34 条につき所要の変更を行うものであります。なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. <現行どおり> 9. 一般貨物自動車運送事業及び自動車運送取扱事業 10. ～15. <現行どおり> 第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結する	第 1 章 総則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. <現行どおり> 9. 一般貨物自動車運送事業、 <u>自動車運送取扱事業及び貨物利用運送事業</u> 10. ～15. <現行どおり> 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で会社法第 423 条第

<p>ことができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月30日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年3月30日(予定)

以上